

選定療養費の免除要件が改正されます



複数の診療科を受診する患者様へ

「紹介状なし」は一定額ご負担いただきます

他の医療機関からの紹介状、当院の主治医からの院内紹介(要予約)のいずれもなく新たな診療科を受診する場合

初診患者様として選定療養費をご負担いただきます

ただし、以下の場合を除きます

- ・救急車で搬送された方
- ・外来受診後そのまま入院となった場合
- ・生活保護や特定の疾病により各種公費負担制度の受給対象者となっている方など